

公 示

関税法施行令第 22 条第 1 項の規定に基づき、「原町港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示」を下記のとおり制定し、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとしたので公示します。

平成 17 年 3 月 24 日

小名浜税関支署長 佐 藤 節

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
東北電力(株)原町火力発電所 専用岸壁	[交通] 東北電力(株)原町火力発電所正門を経由すること。